

◎新潟県告示第1062号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

中魚沼漁業協同組合

十日町市干溝1508番地

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第5条表中の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成24年9月1日